

沿岸広域振興局長告示第36号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

平成30年3月30日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
区画道路14-1号線	60.06	14.00	平成30年3月13日
区画道路12-2号線	146.27	12.00	〃
区画道路10.5-1号線	11.10	10.50	〃
区画道路10.5-2号線	20.17	10.50	〃
区画道路8-4号線	147.76	8.00	〃
区画道路8-5号線	156.94	8.00	〃
区画道路6-15号線	107.75	6.00	〃
区画道路6-16号線	80.30	6.00	〃
区画道路6-22号線	195.56	6.00	〃
区画道路6-25号線	85.60	6.00	〃
区画道路4-4号線	215.97	4.00~4.68	〃
区画道路4-6号線	22.99	4.00	〃
特殊道路4-1号線	42.00	4.00	〃
特殊道路4-3号線	48.59	4.00	〃

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部宮古土木センター及び山田町役場に備えておいて縦覧に供する。